

2020年4月1日から、 屋内は原則禁煙です

事業者の皆さま、禁煙化や喫煙専用室の設置等、ご対応をお願いいたします



改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

新制度における喫煙ルール



○二人以上の方が出入りする施設は、**原則屋内禁煙**です。喫煙室を設置する場合、**基準を満たす**必要があります。

○喫煙できる場所に、**20歳未満の方**を立ち入らせてはいけません。



標識の掲示



○飲食店の場合

喫煙・禁煙にかかわらず、**店頭**に喫煙できるかできないかを表示する義務があります。
喫煙室の出入口にも、**標識**を掲示する義務があります。

○その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、**施設と喫煙室の出入口**に**標識**を掲示する義務があります。

配慮義務

○施設の管理権原者等は、喫煙場所を設ける際は、**受動喫煙が起こらないように配慮**しなければなりません。

違反した場合、法・条例により罰則等の対象となる場合があります。

◇国の改正健康増進法と、東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、受動喫煙を防止するための制度が新しくなりました。

◆2020年4月1日からは、全ての施設において、原則屋内禁煙です。

基準を満たした喫煙室でのみ、喫煙が可能です。

喫煙室には、20歳未満の方を入室させることはできません。



管理権原者等の主な責務

喫煙してはいけない場所での喫煙器具・設備の撤去及び喫煙者への喫煙の中止等の依頼
施設内に喫煙場所を設ける場合の標識の掲示 など

※管理権原者とは、「施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者」をいいます。

※違反した場合、保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合があります。

喫煙室の種類

喫煙室には、下記4種類があります。施設によって、設置できない喫煙室もありますので、ご注意ください。
なお、いずれの喫煙室も学校や病院などの第一種施設には設置できません。

喫煙専用室



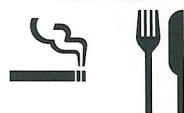
たばこを吸うためだけの喫煙室(飲食等不可)

指定たばこ専用喫煙室



加熱式たばこのみが吸える喫煙室(飲食等可)

喫煙可能室



小規模で従業員がいない飲食店の喫煙室(飲食等可)

喫煙目的室



たばこの対面販売をし、
主食を提供しないバーなどの喫煙室(飲食等可)

喫煙室の技術的基準

屋内に喫煙室を設置する場合は、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないように、以下の基準を満たした措置を講じる必要があります。

- ①出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ②たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

※従業員のいない小規模飲食店が、喫煙可能店として店内を全面喫煙可能とする場合は、②のみ満たす必要があります。

＜経過措置について＞ ＊期間は未定

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、下記を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ・浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること

ご不明な点は、

受動喫煙防止対策相談窓口 **0570-069690** (もくもくゼロ)

月～金曜日 9時～17時45分(祝日・年末年始除く) / 無料(通話料のみかかります)

東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」◀標識モデル・ステッカーについても掲載
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

※受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。 東京都受動喫煙防止条例

検索

